

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	いすみ市

## いすみ市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 いすみ市農林課  
所在地 いすみ市大原 7400 番地 1  
電話番号 0470-62-1280 (直通)  
FAX番号 0470-63-1252  
メールアドレス chouju@city.isumi.lg.jp  
(農林課 鳥獣・里山対策室)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、キョン、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	いすみ市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻、飼料作物、野菜、いも類、たけのこ	1,704.0万円・21.00ha
ニホンジカ	水稻、野菜	52.8万円・0.54ha
キョン	果樹、野菜	25.2万円・0.18ha
アライグマ	水稻、果樹、野菜	496.8万円・2.82ha
タヌキ	果樹、野菜	118.2万円・0.71ha
ハクビシン	果樹、野菜	118.2万円・0.71ha
カラス	果樹、野菜	244.8万円・1.23ha

(2) 被害の傾向

<p><b>イノシシ</b> 年間を通して市内全域で、水稻、飼料作物、野菜、いも類、たけのこ等への被害が発生している。近年は、道路、畦畔、人家屋敷内の掘り起こしなど農作物以外への被害も多発している。</p> <p><b>ニホンジカ</b> 年間を通して市内の山間部や中山間部で、水稻、野菜等への被害が発生している。 市内の生息数が増加傾向であるため、今後、被害の拡大が想定される。</p> <p><b>キョン</b> 年間を通して市内全域で野菜等への被害が発生している。 現時点において被害は軽微であるが、今後、被害の拡大が想定される。</p> <p><b>アライグマ</b> 年間を通して市内全域で、水稻、果樹、野菜等への被害が発生している。 また、春から初夏の繁殖期には、家屋に侵入し天井裏に棲みつくなど、生活被害も多発している。</p> <p><b>タヌキ</b> 年間を通して市内全域で、果樹、野菜等への被害が発生している。</p> <p><b>ハクビシン</b></p>
--

年間を通して市内全域で、果樹、野菜等への被害が発生している。  
 また、春から初夏の繁殖期には、家屋に侵入し天井裏に棲みつくなど、生活被害も多発している。

カラス  
 年間を通して市内全域で、果樹等への被害が多発している。  
 また、ゴミ捨て場を荒らしたり鳴き声による公害や糞害など市民生活への害も引き起こしている。

(3) 被害の軽減目標

	指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	イノシシ	1,704.0万円	1,533.6万円
	ニホンジカ	52.8万円	47.5万円
	キョン	25.2万円	22.7万円
	アライグマ	496.8万円	447.1万円
	タヌキ	118.2万円	106.4万円
	ハクビシン	118.2万円	106.4万円
	カラス	244.8万円	220.3万円
被害面積	イノシシ	21.00ha	18.9ha
	ニホンジカ	0.54ha	0.49ha
	キョン	0.18ha	0.16ha
	アライグマ	2.82ha	2.54ha
	タヌキ	0.71ha	0.64ha
	ハクビシン	0.71ha	0.64ha
	カラス	1.23ha	1.11ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>いすみ市猟友会有害鳥獣駆除隊の協力により、一斉駆除及び罠による捕獲を実施してきた。</p> <p>また、いすみ市鳥獣被害対策実施隊の協力により、罠による捕獲を実施してきた。</p> <p>処理方法はクリーンセンターで焼却処理又は、現地埋設処理をしてきた。</p> <p>捕獲機材については、国・県補助事業を活用し、令和元年度イノ</p>	<p>捕獲従事者の高齢化が進んでいることから、担い手の育成確保が急務となっている。</p> <p>捕獲個体の処理は、高齢の従事者への負担が特に大きく、減容化施設等の整備についても検討をしなければならない状況である。</p> <p>農地等への被害報告件数は年々増加しており、限られた予算の中で捕獲機材を購入しているが、必要数が足りない状況である。</p>

	<p>シシ用箱わな44基、令和2年度イノシシ用箱わな50基、小動物用箱わな19基、令和3年度イノシシ用箱わな53基、小動物用箱わな125基を整備した。</p>	
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>国・県補助事業を活用し、令和元年度 50,612m 令和2年度 36,609m 令和3年度 48,073m の防護柵を設置し、イノシシの農地への侵入を防いできた。 国・県補助事業を活用が出来ない農地については、市単独事業にて防護柵の設置を行った。</p>	<p>防護柵設置は集落単位が有効であるが、耕作放棄地の増加により設置場所の選定が出来ないケースや、耕作者の減少により設置後の維持管理等ができないなど、集落内での調整ができない場合が多く見受けられる。結果、市単独事業を活用した個人単位での防護柵の設置となり、効率的な防護柵の設置が行えない問題も発生している。 また、過去に設置した防護柵の老朽化が著しく、今後、維持修繕等にかかる費用の増大が想定される。</p>

### (5) 今後の取組方針

<p>①捕獲体制の強化</p> <p>いすみ市猟友会有害鳥獣駆除隊による駆除、捕獲、追い払い活動を実施するとともに、いすみ市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動も実施する。 捕獲技術の向上と後継者の育成を図るため、駆除隊員、実施隊員向けに研修会等を開催する。 捕獲機材の整備を引き続き実施する。 狩猟免許取得等を推進し、従事者の増員を図る。 捕獲個体の処理の軽減を図るために、減容化施設等の整備について検討をしていく。</p> <p>②侵入防止柵の設置</p> <p>国・県補助事業や各種助成制度などを活用し、効率的な設置、適正な管理を進めていく。</p> <p>③生息環境管理</p> <p>イノシシ等の棲み家となっている耕作放棄地等の定期的な刈払いを実施し、農地等の適正な管理を推進する。</p>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

いすみ市猟友会有害鳥獣駆除隊を中心とした捕獲を実施するとともに、年間事業計画において猟銃（カラスにおいては空気銃）による一斉捕獲を実施していく。いすみ市鳥獣被害対策実施隊は箱わなによる捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ、ニホンジカ、キョン、アライグマ、タヌキ、ハクビシン、カラス	<p>捕獲技術の向上と後継者の育成を図るため、駆除隊員、実施隊員向けに研修会等を開催する。</p> <p>捕獲機材の整備を引き続き実施する。</p> <p>狩猟免許取得等を推進し、従事者の増員を図る。</p> <p>捕獲個体の処理軽減を図るために、減容化施設等の整備について検討をしていく。</p>

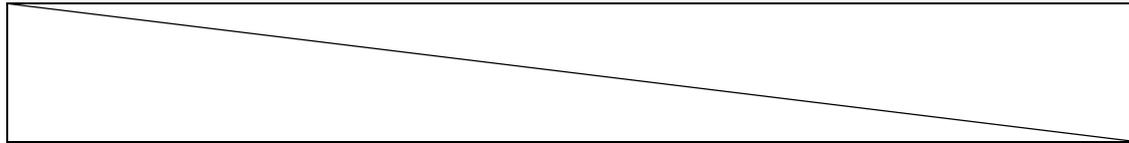
(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方  
過去の捕獲実績、目撃情報及び被害地域からの聞取りなどから被害状況に基づき設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	2,000頭	2,000頭	2,000頭
ニホンジカ	200頭	200頭	200頭
キョン	2,500頭	2,500頭	2,500頭
アライグマ	2,500頭	2,500頭	2,500頭
タヌキ	1,000頭	1,000頭	1,000頭
ハクビシン	1,000頭	1,000頭	1,000頭
カラス	500羽	500羽	500羽

捕獲等の取組内容  
いすみ市猟友会有害鳥獣駆除隊及びいすみ市鳥獣被害対策実施隊により、被害多発地域を重点的にくくりわなや箱わな等を設置し捕獲強化を図るとともに、いすみ市内全域において捕獲を通年実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容



(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	市町村に権限が移譲されると、審査や許可についてバラツキが起こることが懸念されるため、従来通り県が権限を持つことが妥当であると考え、許可権限委譲は希望しない。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、ニホンジカ、キョン、アライグマ、タヌキ、ハクビシン	防護柵 40,000m	防護柵 40,000m	防護柵 40,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ、ニホンジカ、キョン、アライグマ、タヌキ、ハクビシン、カラス	個人単位での獣害対策の取組を推進するのではなく、地域全体での生息環境管理の取組や有害鳥獣に関する知識の普及啓発を行い、意識の向上を図る。

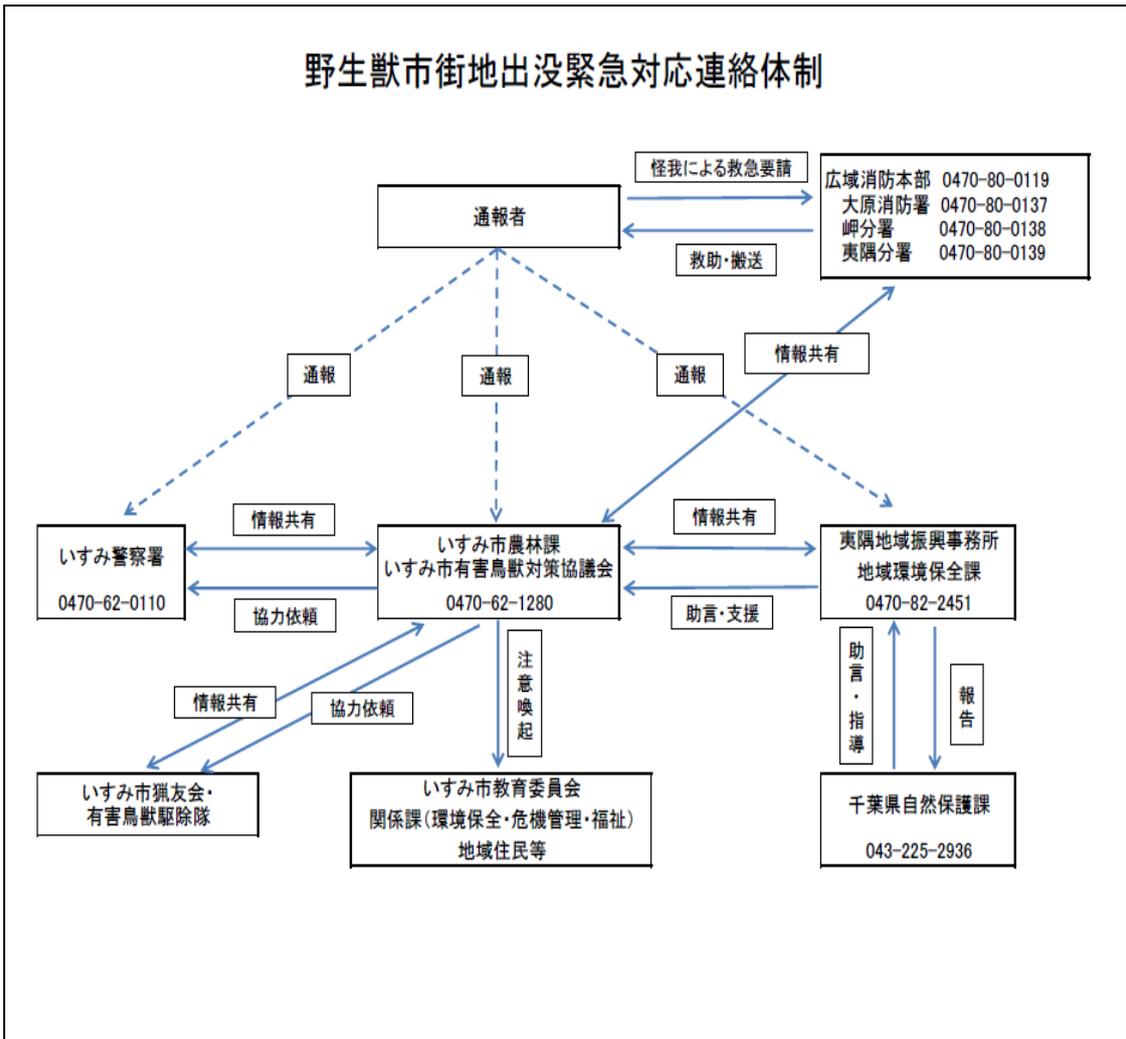
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
いすみ市役所農林課	防災行政無線等により市民へ周知するとともに、県、警察、消防本部、いすみ市猟友会有害鳥獣駆除隊と連携した対応を図る。 関係機関へ情報の共有を行う。
千葉県夷隅地域振興事務所	捕獲に係る指導・助言、その他必要に応じ、市と連携した対応を図る
いすみ警察署	現場封鎖、交通規制等の安全確保、その他必要に応じ、市と連携した対応を図る

夷隅郡市広域市町村圏事務組合 消防本部	現場封鎖、交通規制等の安全確保、救助、搬送、その他必要に応じ、市と連携した対応を図る
いすみ市猟友会有害鳥獣駆除隊	捕獲、追い払い作業、その他必要に応じ、市と連携した対応を図る

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的に捕獲現場での埋設処理又はいすみクリーンセンターでの焼却処理を行うこととする。

しかしながら埋設処理や焼却処理は従事者の負担が大きいため減容化施設等の整備についても検討していく。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

市内の食肉加工施設と連携し、捕獲個体の利用方法について模索していく。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称：いすみ市有害鳥獣対策協議会	
構成機関等の名称	役割
いすみ農業協同組合	被害情報の提供
いすみ市猟友会	有害鳥獣の捕獲
市議会議員	被害情報の提供
区長会長	被害情報の提供
いすみ市農林課	被害調査及び連絡調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県環境生活部 自然保護課	有害鳥獣捕獲、被害防止対策に関する情報提供 及び事業実施の指導、助言
千葉県農林水産部 農地・農村振興課	被害防止対策に関する情報提供、事業実施の指導、支援
千葉県夷隅地域振興事務所	捕獲許可、捕獲に係る指導、助言
千葉県夷隅農業事務所	防護に係る指導、助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成30年4月1日に設置。

隊員は、市内で地域ぐるみの鳥獣被害対策を行っている住民及び市職員で構成し、現場の巡回や有害鳥獣の捕獲、わなや防護柵の適正な管理のための指導及び助言、被害防止技術の普及及び指導、鳥獣の被害状況や出没等の状況調査など鳥獣被害防止対策に関わることを行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する他市町協議会や夷隅地域振興事務所・夷隅農業事務所等の県の機関などと情報交換を行いつつ連携を図る。

また、近年では、市街地でイノシシが目撃されるなど、人身被害の危険性も高まってきていることから、防災行政無線などを活用し注意を呼び掛けるとともに事故防止に努める。